

事業（都市計画決定に関するものを除く。）及び都市高速鉄道の連続立体交差事業（都市計画決定に関するものを除く。）に係るものに限る。）、山村振興法（市町村道に関するものに限る。）、半島振興法（市町村道に関するものに限る。）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（市町村道に関するものに限る。）等の施行に関すること。

七 北千葉道路建設事務所に関すること。

県土整備部 道路環境課

- 一 道路の維持及び管理に関すること。
- 二 道路の舗装、新設及び改良に関すること（道路整備課において所掌するものを除く。）。
- 三 道路の愛護奨励に関すること。
- 四 道路運送法（道路の維持及び管理等に関するものに限る。）、道路法（道路の維持及び管理等に関するものに限る。）、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（道路の維持及び管理等に関するものに限る。）、踏切道改良促進法（道路の維持及び管理等に関するものに限る。）、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（道路計画課において所掌するものを除く。）、自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（道路に関するものに限る。）、災害対策基本法（災害時における車両の移動等に関するものに限る。）、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）等の施行に関すること。

県土整備部 河川環境課

- 一 河川、海岸等の管理に関すること。
- 二 船舶の係留保管の適正化の総括に関すること。
- 三 水防活動の総括に関すること。
- 四 河川、海岸等の愛護奨励に関すること。
- 五 砂防法、水害予防組合法、運河法（港湾課において所掌するものを除く。）、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号。港湾課において所掌するものを除く。）、水防法、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（河川、国土交通省所管の海岸保全区域に係る海岸（港湾課において所掌するものを除く。）、砂防設備、国土交通省所管の地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設に関するものに限る。）、海岸法（耕地課、漁港課及び港湾課において所掌するものを除く。）、河川法、砂利採取法（第十六条に規定する河川管理者の所掌するものに限る。）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、水源地域対策特別措置法（一級河川の指定区間及び二級河川における治水に関するものに限る。）、土砂災害警戒区域等における土

砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）、独立行政法人水資源機構法（水政課において所掌するものを除く。）、特定都市河川浸水被害対策法（河川事業における治水に関するものに限る。）、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（第十七条第一項に規定する措置のうち公共海岸（漁港課及び港湾課において所掌するものを除く。）に関するものに限る。）、千葉県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成十四年千葉県条例第四十一号。水産課において所掌するものを除く。）等の施行に関する事（河川整備課において所掌するものを除く。）。

六 水防協議会及び保管プレジャーボート処理委員会に関する事。

七 ダム管理事務所に関する事。

県土整備部 港湾課

- 一 港湾の計画、調査、建設及び改良に関する事。
- 二 海岸保全施設の計画、建設及び改良に関する事（港湾に関するものに限る。）。
- 三 港湾の管理及び運営に関する事。
- 四 公有水面の埋立てに関する事（港湾に関するものに限る。）。
- 五 海岸の管理に関する事（港湾に関するものに限る。）。
- 六 国土交通省所管の公共用財産の管理に関する事（港湾に関するものに限る。）。
- 七 運河に関する事（港湾に関するものに限る。）。
- 八 港湾工事等の委託及び受託に関する事。
- 九 港湾統計に関する事。
- 十 港湾振興施策に関する事。
- 十一 運河法（港湾に関するものに限る。）、公有水面埋立法（港湾に関するものに限る。）、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（港湾に関するものに限る。）、海岸法（港湾に関するものに限る。）、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号。港湾に関するものに限る。）、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（第十七条第一項に規定する措置のうち港湾に関するものに限る。）等の施行に関する事。
- 十二 港湾事務所に関する事。
- 十三 千葉県地方港湾審議会に関する事。

県土整備部 公園緑地課

- 一 都市計画公園事業に関する事。

- 二 千葉県風致地区条例の一部を改正する等の条例（平成二十四年千葉県条例第六十一号）附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる行為の監督等に関すること。
- 三 屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）、首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一号）、生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）、都市計画法（公園、緑地及び墓園並びに景観地区、風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域及び生産緑地地区に係るものに限る。）、都市計画法施行法（公園、緑地及び墓園並びに風致地区に係るものに限る。）、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）、独立行政法人都市再生機構法（都市公園の工事に係るものに限る。）、景観法（平成十六年法律第一百十号。他課において所掌するものを除く。）等の施行に関すること。
- 四 千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例（平成二十年千葉県条例第三号）の施行に関すること。
- 五 屋外広告物審議会及び景観審議会に関すること。
- 六 みどりの愛護のつどいの開催に関すること。

県土整備部 住宅課

- 一 住宅政策に係る企画、立案及び調整に関すること。
- 二 県営住宅の建設及び応急仮設住宅の供与に関すること。
- 三 県営住宅の管理に関すること。
- 四 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）、租税特別措置法（優良住宅の認定に係るものに限る。）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（市街地整備課において所掌するものを除く。）、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百四十九号）、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（建築指導課において所掌するものを除く。）、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）、住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（建設・不動産業課において所掌するものを除く。）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第一百十二号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（建築指導課において所掌するものを除く。）、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）等の施行に関すること。
- 五 千葉県住宅供給公社の業務の監督等に関すること。

イ 企業局

管理部 業務振興課

- 一 お客様満足度向上及び業務の改善に関すること。
- 二 広報及び広聴の企画及び実施に関すること。
- 三 広報委員会議及び広聴委員会議に関すること。
- 四 局のホームページの運営管理に関すること。
- 五 水道事業に係る調査及び統計に関すること。
- 六 情報化の推進に関すること。
- 七 情報システムの開発に関すること。
- 八 水道料金及び公共下水道の使用料（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、その区域に水道事業の給水区域を含む市からその徴収等に関する事務の委託を受けた公共下水道の使用料をいう。以下同じ。）（以下「水道料金等」という。）の徴収の事務の委託並びに指導及び監督（水道事務所において所掌するものを除く。）に関すること。
- 九 給水条例第三十四条及び第三十五条の規定による過料（給水課において所掌するものを除く。）に関すること。
- 十 県水お客様センター及び水道事務所の業務に伴う補償（水道料金等の徴収に伴うものに限る。）の総括に関すること。
- 十一 公共下水道の使用料等（公共下水道の使用料及びそれに係る延滞金をいう。以下同じ。）の徴収等に関する事務の総括に関すること。
- 十二 課において所掌する事務に関する情報システムの維持管理に関すること。

水道部 浄水課

- 一 浄水場、給水場及び水質センターに関すること。
- 二 水質に関すること。
- 三 給配水の総合調整に関すること。
- 四 浄水技術の調査及び研究の総合調整に関すること。
- 五 電気工作物の工事の設計及び施行に関すること。
- 六 電気工作物の維持管理に関すること。
- 七 排水処理及び汚泥の処分に関すること。
- 八 業務用無線の総括に関すること。
- 九 水質の異状又は水量の不足等に起因する給水条例第十三条第二項の規定による給水の制限又は停止の予告に関すること。
- 十 課において所掌する事業用器材及び消耗品の需給計画に関すること。
- 十一 課において所掌する事務に関する情報システムの維持管理に関すること。
- 十二 主要な浄水薬品等の調達に関すること。

- 十三 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設（送配水管を除く。）の建設工事（計画課において所掌するものを除く。）及び修繕工事の総合調整に関する事。
- 十四 取水施設、導水施設、浄水施設及び配水施設（送配水管を除く。）に係る災害対策の実施に関する事。
- 十五 他の水道事業者及び水道用水供給事業者との水需給の調整（計画課において所掌するものを除く。）に関する事。
- 十六 施設整備センターの業務（計画課及び給水課において所掌するものを除く。）に伴う補償の総括に関する事。

水道部 給水課

- 一 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者並びに中小企業等協同組合に関する事。
- 二 送配水管の建設工事及び補修工事並びに給水装置の工事の総合調整に関する事。
- 三 送配水管に係る災害対策の実施に関する事。
- 四 給水条例第三十条の二に規定する給水申込納付金に関する事。
- 五 給水条例第三十条の三に規定する開発負担金に関する事。
- 六 送配水管及び給水装置の維持管理の総括に関する事。
- 七 電磁的記録の管理に関する事。
- 八 漏水防止に関する事。
- 九 給水条例第三十四条及び第三十五条の規定による過料（給水装置に係るものに限る。）に関する事。
- 十 送配水管及び給水管の建設工事又は補修工事に起因する給水条例第十三条第二項の規定による給水の制限又は停止の予告（浄水課において所掌するものを除く。）に関する事。
- 十一 事業用器材及び消耗品の調達及び売却並びに出納及び保管に関する事。
- 十二 事業用器材の修理に関する事。
- 十三 事業用器材及び消耗品の需給計画に関する事。
- 十四 水道事務所及び施設整備センターの業務（第二号に規定する工事及び第六号に規定する維持管理に伴うものに限る。）に伴う補償の総括に関する事。
- 十五 課において所掌する事務に関する情報システムの維持管理に関する事。
- 十六 給水区域の総合調整に関する事。
- 十七 設計積算及び積算基準に関する事。
- 十八 給水条例第二十二条の二第一項に規定する指導、助言及び勧告の総括に関する事。

土地管理部 土地事業調整課

- 一 造成土地管理事業の総合調整に関する事。
- 二 造成土地管理事業の経営管理に関する事。
- 三 造成土地管理事業及びこれに関連する事業に係る企画及び計画に関する事。
- 四 ニュータウン事業（造成土地管理事業のうち東葛飾北部地区新市街地事業及び千葉ニュータウン事業をいう。次号において同じ。）及びこれに関連する事業に係る調査及び工事に関する事。
- 五 ニュータウン事業及びこれに関連する事業に係る土地その他の不動産の取得、補償及び管理並びに管理地等の処分（貸付けを含む。）に関する事。
- 六 文書及び物品（土地管理部で管理する文書及び物品に限る。）の受発、記録、審査、編さん及び保存に関する事。
- 七 公印（土地管理部で管守するものに限る。）の管守に関する事。
- 八 本局に属する自動車（土地管理部で使用する自動車に限る。）の集中管理に関する事。
- 九 本局庁舎（土地管理部で使用する庁舎に限る。）の整備及び管理に関する事。
- 十 造成土地管理事業に係る工事の指導、検査等に関する事。
- 十一 その他造成土地管理事業に関する事。

ウ 病院局

病院局 経営管理課

- 一 病院局内の連絡調整に関する事。
- 二 公印の管守並びに文書の受発、記録、審査、編さん及び保存に関する事。
- 三 管理規程に関する事。
- 四 広報の企画及び総合調整に関する事。
- 五 組織及び定数に関する事。
- 六 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関する事。
- 七 職員の給料、諸手当、旅費及び費用弁償に関する事。
- 八 勤務時間その他勤務条件に関する事。
- 九 職員の研修に関する事。
- 十 職員の健康管理及び福利厚生に関する事。
- 十一 労務管理に関する事。
- 十二 職員の児童手当に関する事。
- 十三 看護師等修学資金の貸付け等に関する事。
- 十四 病院事業の基本計画の調整に関する事。
- 十五 予算の原案及び予算に関する説明書の作成及び送付に関する事。
- 十六 議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成に関する資料の作成及び送付に

関すること。

- 十七 予算の執行の状況調査及び調整に関すること。
- 十八 企業債及び借入金に関すること。
- 十九 資産の取得、管理及び処分 の総括に関すること。
- 二十 庁舎、公舎の維持管理の総括に関すること。
- 二十一 補助金に関すること。
- 二十二 剰余金の処分及び欠損金の処理に関すること。
- 二十三 出納その他の会計事務に関すること。
- 二十四 決算に関すること。
- 二十五 会計書類の審査及び確認に関すること。
- 二十六 契約の締結に関すること。
- 二十七 出納取扱金融機関に関すること。
- 二十八 支払資金の管理に関すること。
- 二十九 資金前渡に関すること。
- 三十 企業出納員、現金取扱員及び資金前渡職員の賠償責任に関すること。
- 三十一 定期監査、例月出納検査及び決算審査に関すること。
- 三十二 千葉県病院局機種等選定・委託事業等指名業者選定審査会に関すること。
- 三十三 業務状況説明書に関すること。
- 三十四 重要施策に係る調査に関すること。
- 三十五 経営の企画、分析及び改善に関すること。
- 三十六 病院事業の評価に関すること。
- 三十七 医薬品等の購入に関すること。
- 三十八 情報化の推進に関すること。
- 三十九 病院の安全・安心な医療の提供の推進に関すること。
- 四十 保険診療の質的向上及び適正化に関すること。
- 四十一 医師、看護師等の確保対策に関すること。
- 四十二 病院の施設整備に関すること。
- 四十三 その他病院事業に関する事項で病院の所掌に属しないものに関すること。

エ 教育委員会

企画管理部 財務課

- 一 教育に関する事務に係る予算についての意見の調整に関すること。
- 二 予算の執行（国の支出負担行為を含む。）の総合調整に関すること。
- 三 議会との連絡に関すること。
- 四 県立学校の管理運営に係る予算に関すること。
- 五 財務事務の指導及び助言に関すること。

- 六 就学困難な児童生徒のための修学旅行費、学用品費等の国庫補助に関する事。
- 七 学校における理科教育に係る設備の国庫補助に関する事。
- 八 幼稚園の就園奨励費の国庫補助に関する事。
- 九 特別支援教育就学奨励費の国庫負担及び国庫補助に関する事。
- 十 実習船の運営に関する事。
- 十一 建設工事等指名業者選定審査会（教育部会）に関する事。
- 十二 教育庁機種等選定・委託事業指名業者選定審査会に関する事。
- 十三 千葉県奨学資金貸付条例の施行に関する事。
- 十四 千葉県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸付条例の施行に関する事。
- 十五 千葉県公立学校教員修学資金貸付条例の施行に関する事。
- 十六 県立高等学校授業料の減免に関する事。
- 十七 千葉県事務委任規則第二条第七号に規定する事務に関する事。
- 十八 県立学校の教育財産（物品及び債権に限る。）の取得、管理及び処分に関する事。
- 十九 公立義務教育諸学校等（公立幼稚園を含む。）の施設及び設備の国庫負担又は国庫補助に関する事。

オ 公安委員会

交通部 交通指導課

- (1) 道路交通関係法令違反のうち交通切符、交通反則切符及び点数切符により処理する違反並びに交通関係法令違反事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例の制定について（平成 27 年 5 月 28 日付け千地検交第 7 号）に規定する違反の取締りに関する事。
- (2) 交通反則通告制度に関する事。
- (3) 車両の使用制限に関する事。
- (4) 運行供用制限に関する事。
- (5) 放置違反金に関する事。
- (6) 駐車対策に関する調査及び企画に関する事。

5 監査の実施期間

令和 6 年 8 月 31 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

6 監査従事者

包括外部監査人

公認会計士 松本 達之

包括外部監査人補助者

公認会計士	松原 創
公認会計士	柳原 翼
弁護士	豊田 泰士
公認会計士	金 福実
公認会計士	田 炯収
公認会計士	田村 奈央子

7 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、県と包括外部監査人及び補助者との間には自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 公債権及び私債権としての収入未済（未収金）の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行の概要

1 基本概念

令和6年度の事件として「公債権及び私債権」を対象としているが、「債権」については、自治法は下記の通り規定している。

（債権）

第240条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

一 地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権

二 過料に係る債権

三 証券に化体されている債権（国債に関する法律（明治39年法律第34号）の規定により登録されたもの及び社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）

四 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第1項に規定する電子記録債権

五 預金に係る債権

六 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権

七 寄附金に係る債権

八 基金に属する債権

地方公共団体にとって「債権」とは、金銭の給付を目的とする権利を指し、その長は、債権について保全及び取立てに関し必要な措置を取らなければならないと、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができるとしている。

つまり、地方公共団体には、「債権」の管理を行い、地方公共団体の財産の保全を図ることが求められている。

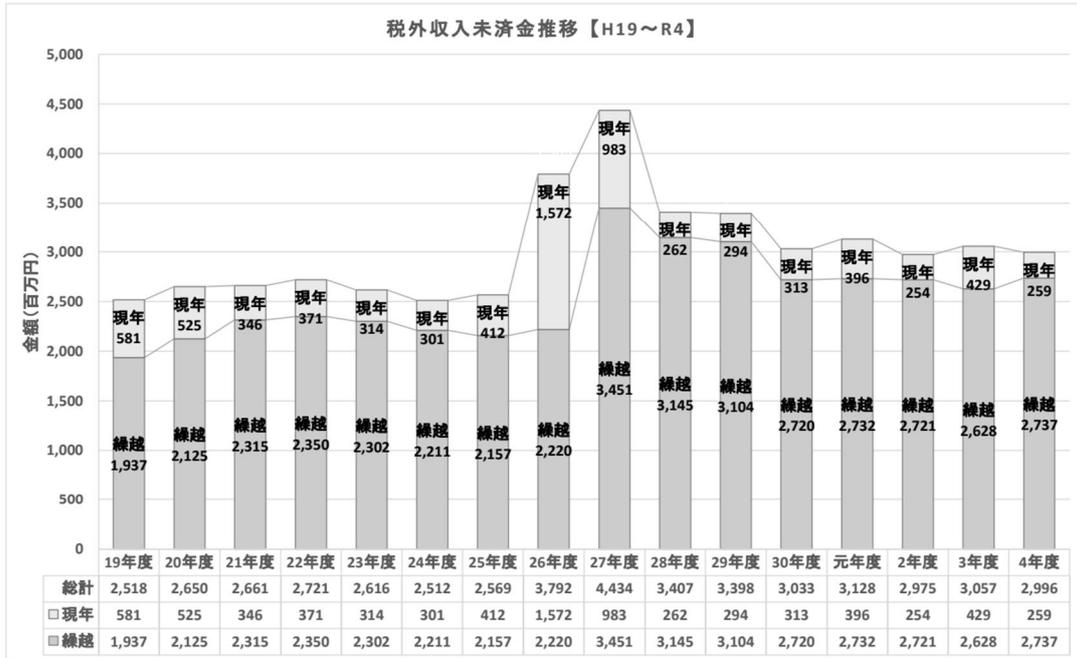
債務者が弁済しないために、「債権」の回収が適時にできず滞納状態となっていることは、財産の保全が達成されていないことを意味するが、最近の滞納状況は、下記の通りとなっている。

本県の税外収入未済額は、平成19年度決算ベースで約25億円が計上されており、その後、平成25年度までほぼ横ばいの状況であった。

独占禁止法違反業者に対する賠償金や、行政代執行費用等の原因者への求償債権といった

巨額の債権が相次いで未済となるなどにより、平成27年度に約44億円とピークを迎えたが、平成30年度以降は約30億円となり、ほぼ横ばいの推移となっている。

図1 税外収入未済金の推移（平成19年度～令和4年度）



注1) 公営企業会計を除く。

注2) 百万円未満は四捨五入しているため、記載金額の相互で合わないことがある。

出典：債権管理適正化の手引

このような推移を経ているが、県としても収入未済金が多く残っている状態は健全な財産状況とは言えず、下記のように対応を進めてきている。

- ① 「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針」（平成24年1月27日千葉県債権管理連絡会議）
- ② 「徴収困難な債権に関する基本的な考え方について（通知）」（平成28年10月14日総務部長）
- ③ 「「徴収困難な債権に関する基本的な考え方」の改定について（通知）」（令和5年6月28日総務部長）

なお、③に先立って、令和5年3月17日に債権管理条例が公布・施行されている。これは県としての現在の検討結果を示したものであると理解している。

まず、①では次のように対策を示した。

1 はじめに

負担金、使用料、貸付金などの県が有する債権は県民の貴重な財産であり、また県民負担の公平性・公正性を確保する観点からも、適正な債権管理、債権回収に努めなければならない。

県においては、平成20年1月に千葉県債権管理連絡会議（会長：総務部次長。以下「連絡会議」という。）を設置、2月には「債権管理の適正化のための取組方針」（以下「取組方針」という。）を策定し、収入未済の縮減に向けた取組を全庁的に推進してきたところである。

これまでの間、各部局の取組により、現年新規発生額は抑制傾向にあるものの、収入未済額全体としては累増していることから、更に取組を継続、強化し、効果的かつ効率的な整理・回収によって、早期に収入未済額を縮減させる必要がある。

そこで、債権回収強化の再徹底、進行管理の徹底、債務者区分の明確化等の点について、以下に示す方針で取組を強化する。

2 収入未済額の推移と課題

(1) 収入未済額の推移

(2) 課題

(略)

具体的には次のような改善すべき課題が明らかになった。

○債権の回収強化への取組

- ・住民票調査、不動産登記簿調査といった基本的な調査が不十分である。
- ・納付書送付に終始し、債務者との交渉が不十分である。

○滞納原因や回収可能性に応じた債務者管理

- ・各債権主務課における現況把握が不十分なため、今後の回収・整理方策の検討が困難となっている事例が認められる。

○長期滞納債権の管理

- ・すでに時効期間が経過しているが未援用の債権が認められる。
- ・長期僅少額分納者などが認められる。

○その他

- ・強制徴収公債権に関し、税務当局との連携を望む声が多い。
- ・個人情報保護、守秘義務の観点から財産調査等が困難。
- ・私債権に関する債権管理条例など不納欠損の統一基準を望む声がある。

3 今後の取組方針（強化方針）

(1) 債権回収強化の再徹底

(2) 進行管理の徹底

(3) 債務者区分の明確化

(4) 長期滞納債権の整理促進

(5) 税務当局による支援

(6) 債権管理基準等の検討

(7) 債権の保全措置の研究

- (8) モラル向上への取組
- (9) その他中長期的な課題への対応

4 目標の設定

- (1) 県の収入未済額が集計ベースで前年度を下回ること
- (2) 個別債権における進行管理上の目標設定

5 スケジュール

- (1) 強化期間の設定
- (2) 平成23年度及び平成24年度以降の具体的スケジュール
(略)

【研究課題】

収入未済額の縮減に向け、当面、以下のテーマについて研究を進め、その成果について債権管理連絡会議に報告するものとする。

(1) 債権の整理・回収に係る専門組織のあり方

他の地方公共団体の取組や庁内のニーズを踏まえ、効果的かつ効率的な整理・回収に資する組織のあり方について研究を行う。

(2) 民間能力活用の拡大

公金の債権回収業務について、債権回収会社（サービサー）等への委託拡大を念頭に、法令上の制約を考慮しつつ、委託業務の範囲について整理するとともに、全国の事例収集等により、多様な委託形態について研究を行う。

このように債権管理の強化方針を示し、また、民間能力活用の拡大等について研究を行うとした。そして、次の②では、徴収困難な債権に焦点を当てて、基本的な考え方を示している。

本県ではこれまで、「債権管理適正化の手引」（平成20年11月）及び「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針」（平成24年1月）等を策定し、債権管理の適正化に向けた取組を進めてきたところです。

しかしながら、県が有する債権には、履行期限が経過しても納付されず、徴収困難となっているものや将来的にも徴収が見込めなくなったものが存在している状況にあります。

そこでこのたび、徴収困難な債権に関する手続や徴収が見込めなくなった債権に係る債権放棄の全庁的な方針を含めた「徴収困難な債権に関する基本的な考え方」を別添のとおりまとめましたので、関係機関に周知するとともに、債権管理の一層の適正化に向けて取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、本通知では、滞納処分例により徴収することができる公法上の債権を「強制徴収公債権」、それ以外の公法上の債権を「非強制徴収公債権」、私法上の債権を「私債権」と区分して記載しています。

徴収困難な債権に関する基本的な考え方

第1 徴収困難な債権に関する義務的手続

- 1 「強制徴収公債権」に係る法令上の義務規定
 - (1) 督促
 - (2) 債権の保全及び取立て
- 2 「非強制徴収公債権」及び「私債権」に係る法令上の義務規定
 - (1) 督促
 - (2) 債権の保全及び取立て
- 3 その他の手続
 - (1) 時効中断
 - (2) 債務者に関する情報把握
 - ア 所在調査
 - イ 財産調査

第2 徴収緩和措置（債権放棄以外）

- 1 「強制徴収公債権」に係る徴収緩和措置（延納、減免等）
 - (1) 納付の猶予（徴収猶予）
 - (2) 換価の猶予
 - (3) 滞納処分の停止
- 2 「非強制徴収公債権」及び「私債権」に係る徴収緩和措置（延納、減免等）
 - (1) 徴収停止
 - (2) 履行延期の特約等
 - (3) 免除

第3 債権放棄

- 1 債権放棄に係る全庁的な方針
 - (1) 債権放棄の対象となる債権の種類
 - (2) 債権放棄の事由
 - ① 破産法等の法令の規定により免責された債権
 - ② 時効期間が経過した一定の債権
 - (3) その他の事由
- 2 債権放棄の運用にあたっての留意事項
 - (1) 債務者への通知
 - (2) 不納欠損処理
 - (3) その他

そして、6年半後に③を通知した。

本県では、債権管理の適正化に向けた取組を推進するため、「債権管理適正化の手引」（平成20年11月）、「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針」（平成24年1月）等を策定するとともに、履行期限が経過しても納付されず、徴収困難となっている債権や将来的にも徴収が見込めなくなった債権について、徴収手続や徴収が見込めなくなった場合における債権放棄の全庁的な方針を含めた「徴収困難な債権に関する基本的な考え方」を平成28年10月に通知し、運用してきたところです。

令和5年3月、千葉県債権管理条例（令和5年千葉県条例第1号）が公布及び施行されたので、条例の規定内容に即して、「徴収困難な債権に関する基本的な考え方」の「第3 債権放棄」の内容を改定しました。

つきましては、関係機関に周知するとともに、債権管理の一層の適正化に取り組んでいただくようお願いします。

（監査人注：以下、**徴収困難な債権に関する基本的な考え方**第1 徴収困難な債権に関する義務的手続 から第2 徴収緩和措置（債権放棄以外）までは②と同じ）

第3 債権放棄

1 債権管理条例に基づく債権放棄

- (1) 「消滅時効が完成したとき（債務者が当該消滅時効の利益を放棄することが見込まれる特別の事情があるときを除く。）」（第1号）
- (2) 「債務者が死亡した場合において、その相続人のあることが明らかでなく、かつ、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける県の債権（地方自治法第240条第4項第1号及び第3号から第8号までに掲げる債権を含む。）及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。」（第2号）
- (3) 「法人である債務者について、破産法（平成16年法律第75号）第216条第1項又は第217条第1項の規定による破産手続廃止の決定が確定したとき。」（第3号）
- (4) 「破産法第253条第1項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。」（第4号）
- (5) 「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の5の規定による措置をとった日から3年を経過した後において、なお、同条に規定する場合に該当するとき。」（第5号）

2 地方自治法に基づく債権放棄

3 債権放棄の運用にあたっての留意事項

- (1) 債務者への通知
- (2) 不納欠損処理

すなわち、債権管理条例が施行される前は、債権放棄をするためには県議会の承認が必要であったのに対し、同条例第9条第1項各号の条件に合致する場合には、「知事等」

が「債権を放棄することができる」こととし、債権放棄、つまり回収事務手続を終了するための手続を簡素化したのである。

以下、この③の通知を引用することで回収手続を整理しておく。

2 強制徴収公債権

第1 徴収困難な債権に関する義務的手続

1 「強制徴収公債権」に係る法令上の義務規定

(1) 督促

ア 納期限までに納付されない場合、期限を指定して督促しなければならない（地方自治法（以下「法」という。）第231条の3第1項）。

イ 督促には時効更新の効力が認められているが、最初の督促に限られていることに留意する必要がある（法第236条第4項）。

ウ 督促後、履行期限までに納付されない場合、滞納処分を行うことが義務付けられている（千葉県財務規則（以下「財務規則」という。）第45条第1項）。

(2) 債権の保全及び取立て

ア 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき（民法第137条第1号）、限定承認をしたとき（民法第930条第1項）等、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく債務者に対しその旨の通知をしなければならない（地方自治法施行令（以下「政令」という。）第171条の3本文）。

イ 債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合、法令の規定により債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない（政令第171条の4第1項）。

ウ 債権を保全する必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等、必要な措置をとらなければならない（政令第171条の4第2項）。

第2 徴収緩和措置（債権放棄以外）

1 「強制徴収公債権」に係る徴収緩和措置（延納、減免等）

(1) 納付の猶予（徴収猶予）

債務者が資金を欠き、債務の履行が困難であると認められる場合等には、履行期限内における履行を猶予することができる（国税通則法第46条以下、地方税法第15条以下）。

(2) 換価の猶予

ア 財産を差し押さえた場合、①その財産の換価を直ちにすることにより、債務者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき、又は②その財産の換価を猶予することが、直ちにその財産を換価することに比して債権の徴収上有利であるときは、債務者が納付について誠実な意思を有すると認められることを条件に、1年の範囲内で差押

財産の換価を猶予することができる（国税徴収法第 151 条第 1 項）。

イ 上記アのほか、一時の納付により、債務者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合、財産の換価を猶予することができる（国税徴収法第 151 条の 2 第 1 項）。

(3) 滞納処分の停止

ア 債務者が①滞納処分を執行することができる財産がないとき、②滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、又は③その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるときは、滞納処分の執行を停止することができる（国税徴収法第 153 条第 1 項、地方税法第 15 条の 7 第 1 項）。

イ 滞納処分の執行停止は、差押えから換価までの各段階で可能である。

ウ 滞納処分の執行が停止された債権の収納義務は、その停止が 3 年間継続したときは消滅する（国税徴収法第 153 条第 4 項、地方税法第 15 条の 7 第 4 項）。

エ 滞納処分の執行を停止した債権が限定承認に係るものであるときその他債権を徴収することができないことが明らかであるときは、その納付義務を直ちに消滅させることができる（国税徴収法第 153 条第 5 項、地方税法第 15 条の 7 第 5 項）。

3 非強制徴収公債権及び私債権

第 1 徴収困難な債権に関する義務的手続

2 「非強制徴収公債権」及び「私債権」に係る法令上の義務規定

(1) 督促

ア 納期限までに納付されない場合、期限を指定して督促しなければならない（法第 231 条の 3 第 1 項又は第 240 条第 2 項及び政令第 171 条）。

イ 督促には時効更新の効力が認められている（法第 236 条第 4 項）が、最初の督促に限られていることに留意する必要がある。

(2) 債権の保全及び取立て

ア 督促後、相当の期間を経過しても納付されない場合は、原則として、以下の措置をとらなければならない（政令第 171 条の 2 各号）。

(ア) 担保の付されている債権：担保の処分等

(イ) 債務名義のある債権：強制執行の手続

(ウ) 上記以外の債権：訴訟手続による履行請求

イ 上記 1 (2) に関する規定は、非強制徴収公債権及び私債権にも適用される。

第 2 徴収緩和措置（債権放棄以外）

2 「非強制徴収公債権」及び「私債権」に係る徴収緩和措置（延納、減免等）

(1) 徴収停止

履行期限後、相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない場合にあって、これを取り立てる場合における収入金額よりも、取立てその他の管理に要する費用の額が上回ると見込まれ、履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる（政令第 171 条の 5）。

（2）履行延期の特約等

①債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき、②債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき等、一定の事由に該当する場合、履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることもできる（政令第 171 条の 6 第 1 項）。

（3）免除

ア 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（政令第 171 条の 7 第 1 項）。

イ 債務者が貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合においても、当該第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づき履行延期の特約をしたものは、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件に、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（政令第 171 条の 7 第 2 項）。

ウ これらの免除を行う場合、議会の議決は要しない（政令第 171 条の 7 第 3 項）。

4 徴収困難な債権に関するその他の義務的手続

第 1 徴収困難な債権に関する義務的手続

3 その他の手続

法令上の義務規定のほか、債務者の状況により、必要に応じて次の手続をとる必要がある。

（1）時効更新

ア 民法上、裁判上の請求、支払督促、訴訟上の和解、民事調停法又は家事事件手続法による調停、破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加（民法第 147 条。ただし、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したとき）、強制執行、担保権の実行、担保権の実行による競売、財産開示手続（民法第 148 条）及び承認（民法第 152 条）が規定されている。

イ 承認については、実務上、債務承認書や分納誓約書又は分納計画書等を債務者から徴する必要があるが、他の更新事由と異なり、形式上何らの制限はない。

(2) 債務者に関する情報把握

ア 所在調査

債務者への送付文書が返戻された場合等には、債務者の所在調査が必要となる。

(ア) 強制徴収公債権

官公署等に対し、滞納処分に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる（国税徴収法第 146 条の 2、地方税法第 20 条の 11）。

(イ) 非強制徴収公債権又は私債権

債権の履行を図るため、住民票の写しの交付等を請求することができる（住民基本台帳法第 11 条第 1 項、第 12 条の 2 第 1 項及び第 20 条第 2 項並びに戸籍法第 10 条の 2 第 2 項）。

イ 財産調査

債務の履行がない場合、強制的な履行の実現に備え、債務者の財産調査を必要とすることがある。

(ア) 強制徴収公債権

質問検査権規定又は官公署等への協力要請規定に基づき、債務者に関する財産調査が可能である（国税徴収法第 141 条、第 146 条の 2、地方税法第 20 条の 11）。

(イ) 非強制徴収公債権又は私債権

財産調査を可能とする明文規定がないため、公示済みの登記情報又は債務者の申出等により、可能な範囲での調査を実施する必要がある。

5 債権放棄

第 3 債権管理

1 債権管理条例に基づく債権放棄

徴収努力を尽くしたにもかかわらず徴収の見込みがなくなった債権（下記の債権放棄の事由のいずれかに該当するものに限る。）については、千葉県債権管理条例（以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定により、放棄をすることができる。

条例で規定する債権放棄の事由とその考え方は、以下のとおりである。

(1) 「消滅時効が完成したとき（債務者が当該消滅時効の利益を放棄することが見込まれる特別の事情があるときを除く。）」（第 1 号）

消滅時効が完成した債権については、徴収努力を尽くしたにもかかわらず時効の更新を行うことができなかつたものであり、徴収努力を継続しても徴収の見込みがなくなつたと考えられる。

なお、違法又は不当に公金の徴収を怠る事実があると認められた場合、住民監査請求や住民訴訟の対象となり得ることから、債権放棄に当たっては、徴収努力を尽くしたもののみが対象となることに留意する必要がある。

- (2)「債務者が死亡した場合において、その相続人のあることが明らかでなく、かつ、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける県の債権（地方自治法第 240 条第 4 項第 1 号及び第 3 号から第 8 号までに掲げる債権を含む。）及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。」（第 2 号）

債務者が死亡した場合において、相続人がおらず、相続財産から弁済を受ける見込みもないときは、徴収の見込みがなくなったものと考えられる。

なお、相続人の調査、相続人による相続放棄が行われたことの確認、法令上認められた範囲での相続財産の調査を適切に行ったもののみが対象となることに留意する必要がある。

- (3)「法人である債務者について、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 216 条第 1 項又は第 217 条第 1 項の規定による破産手続廃止の決定が確定したとき。」（第 3 号）

法人である債務者について破産手続廃止の決定が確定しているときは、当該債務者に財産がないことは明らかであることから、徴収の見込みがなくなったものと考えられる。

- (4)「破産法第 253 条第 1 項その他の法令の規定により債務者がその責任を免れたとき。」（第 4 号）

債務者が破産法等の規定により免責されたときは、債務者に対して債務の弁済を法的に請求することができないため、徴収の見込みがなくなったものと考えられる。

- (5)「地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 171 条の 5 の規定による措置をとった日から 3 年を経過した後において、なお、同条に規定する場合に該当するとき。」（第 5 号）

徴収停止の措置をとった日から 3 年を経過した後において、なお、徴収停止の事由が継続しているときは、徴収の見込みがなくなったものと考えられる。

2 地方自治法に基づく債権放棄

徴収の見込みがなくなった債権については、法第 96 条第 1 項（第 10 号）の規定により、議会の議決を経て放棄をすることができる。

条例で定める債権放棄の事由に該当する場合には、条例に基づき債権放棄を行うことになるが、条例で定める事由以外の事由で債権放棄を行うことが妨げられるものではない。

3 債権放棄の運用にあたっての留意事項

(1) 債務者への通知

債権放棄は、その意思表示（通知）が相手方に到達した時から効力が生ずる（民法第 97 条第 1 項）とされていることから、債務者への通知が必要と考えられる。

(2) 不納欠損処理

債権放棄をした場合は、財務規則第 51 条の規定により、不納欠損処理を行う必要がある。

第3 包括外部監査の結果

I 個別案件に関する統制活動に係る監査結果（総論）

令和6年度包括外部監査における監査結果は以下のとおりであるが、サンプル対象ごとの監査結果から、指摘事項又は意見の対象となった担当所属順に並べ替えている。
 なお、抽出したサンプルのうち、発見事項がなかったものについては省略している。

担当所属	結果 番号	債権名称	結果	タイトル
総務課	2	母子父子寡婦福祉資金貸付金（元金・違約金）	意見 1	②違約金の暫定計算及び債務者への情報提供について（意見）
総務課	6	自立支援医療（精神科通院医療）に係る公費負担分	意見 1	①遅延損害金について（ア、意見）
総務課	8	保健師等修学資金貸付金返納	意見 1	①延滞利子の調定について（意見）
総務課	9	千葉県感染拡大防止対策協力金返還金	意見 1	①遅延損害金等について（#1～11、#32～39 意見）
総務課	10	農業改良資金（違約金）	意見 1	①債務者及び連帯保証人へ通知している違約金の通知文について（ア、意見）
総務課	11	林業・木材産業改善資金（貸付金の償還金）	意見 1	①遅延損害金について（ア、意見）
総務課	13	就農支援資金（貸付金の償還金）	意見 1	①遅延損害金について（ア・イ、意見）
総務課	14	平成 15 年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金返還金	意見 1	①延滞金の通知について（ア、意見）
総務課	18	船橋ボートパークの維持管理に係る不当利得返還請求	意見 1	①遅延損害金の請求について（ア・イ・ウ・エ、意見）
山武健康福祉センター 長生健康福祉センター	1	生活保護費弁償金（非強制徴収公債権分）	指摘 1	①証憑の保管について（イ・エ・オ、指摘）
健康福祉指導課	1	生活保護費弁償金（非強制徴収公債権分）	意見 1	②担当者間の連携について（ウ、意見）

担当所属	結果 番号	債権名称	結果	タイトル
児童家庭課	2	母子父子寡婦福祉資金貸付金（元金・違約金）	意見 2	①分割納付の決定の際の経済状況の調査について（意見） ③違約金不徴収の決定に係る事務について（意見）
児童家庭課	3	児童措置費・児童福祉施設費扶養義務者負担金	意見 4	①滞納処分の執行停止について（意見） ②滞納処分（強制執行）について（意見） ③分割納付の受入体制について（意見） ④負担金の算定方法及び算定基準について（意見）
児童家庭課	4	児童扶養手当返還金	指摘 1 意見 2	①調定減額について（指摘） ②債務承認について（意見） ③児童扶養手当返還金の調定期間について（意見）
児童家庭課	5	東京高等裁判所平成 20 年（ネ）第 444 号損害賠償請求事件に係る求償金	意見 2	①訴訟費用の未請求について（意見） ②債権回収に向けた手続の進捗について（意見）
障害福祉事業課 児童家庭課	7	児童措置費負担金	意見 2	①児童措置費（民生費）負担金事務マニュアルの更新について（意見） ③児童措置費負担金の支払手段について（意見）
中央児童相談所 市川児童相談所 柏児童相談所	7	児童措置費負担金	意見 1	②滞納整理の手続について（ア～オ、意見）
医療整備課	8	保健師等修学資金貸付金返納	指摘 1 意見 1	②辞退による貸付決定の取消時の手続について（指摘） ③未納者の連帯保証人に対する措置について（意見）
経済政策課	9	千葉県感染拡大防止対策協力金返還金	意見 1	②協力金支給時の手続の対応について（#4(G)・#5~7(A)・#8~10(H I J)、意見）
香取農業事務所	10	農業改良資金（違約金）	指摘 1	②連帯保証人に対する催告について（ウ、指摘）
団体指導課 南部林業事務所	11	林業・木材産業改善資金（貸付金の償還金）	意見 1	②林業・木材産業改善資金債権管理マニュアルについて（ア、意見）
香取農業事務所	12	農業改良資金（貸付金の償還金）	意見 1	①財産調査の同意書の取得について（ア、意見）

担当所属	結果 番号	債権名称	結果	タイトル
団体指導課	12	農業改良資金（貸付金の償還金）	意見 1	②農業改良資金貸付金債権管理マニュアルの更新について（意見）
環境農業推進課	14	平成 15 年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金返還金	意見 1	②債権管理コストの見直しについて（ア、意見）
道路整備課	15	訴訟により支払が命じられた損害賠償（賃料相当損害金）	意見 1	①訴訟費用について（意見）
成田土木事務所	16	県道への土砂流入に伴う原因者負担金	意見 2	①分納誓約について（ア、意見） ②滞納処分について（ア、意見）
河川環境課	17	河川法に基づく原因者負担金	意見 1	①早期の滞納処分について（ア・イ、意見）
葛南港湾事務所	18	船橋ポートパークの維持管理に係る不当利得返還請求	指摘 2	②法的措置について（ア・イ・ウ・エ、指摘） ③債務者の特定について（エ、指摘）
公園緑地課	19	損害賠償請求権（青葉の森公園プランター盗難）	指摘 1	①債務名義の取得について（ア・イ・ウ、指摘）
住宅課	20	県営住宅家賃（使用料）	指摘 3 意見 2	①納付誓約書の処理について（ア・エ・オ・カ・キ・ク・コ、指摘） ②法的措置について（ウ・エ・キ・ク・ケ、指摘） ③入居許可を取消した後の納付誓約について（オ、指摘） ④納付誓約の債務名義化について（エ・オ・カ・キ・ク・コ、意見） ⑤保証人に送付する納付書について（共通、意見）
企業局 管理部業務振興課	21	千葉県水道事業給水収益（水道料金）	指摘 1	①分納誓約書について（ア・イ・ウ・エ・セ・ソ、指摘）
企業局	22	調停条項による損害賠償金	意見 1	①債権回収のための手続について（意見）
企業局水道部給水課	23	受益工事収益（原因者負担による修繕収益等）	指摘 4	①記録・文書の整備について（ア・イ、指摘） ②回収事務の管理について（ア・イ、指摘） ③遅延損害金請求・財産調査について（ア・イ、指摘） ④法的措置の検討について（ア・イ、指摘）

担当所属	結果 番号	債権名称	結果	タイトル
企業局水道部給水課	24	給水申込納付金	意見 1	①中止届の提出勧告について（ア、意見）
企業局水道部給水課	25	雑収益（不正工事に係る 認定水道料金等）	指摘 2	①回収事務の管理について（ア・イ、指摘） ②請求金額の算定誤りについて（イ、指摘）
企業局土地管理部 土地事業調整課	26	幕張新都心地下駐車場の 管理運営に係る納付金	意見 1	①利用料金の取扱いについて（ア、意見）
公安委員会 交通部交通指導課	27	放置違反金	意見 1	①滞納者の管理下でない車両の盗難届について （ア、意見）

各論としての監査結果にて明らかにした指摘事項及び意見の概要は次のようになるが、サンプルごとの順番で並べてある。

また、指摘事項及び意見のうち、県全体の債権管理に関わると思われる事項及び企業局内で対応を要すると思われる事項については、かっこ書きに、指摘事項及び意見の区分と共に、総務課あるいは企業局を記載している。

1 健康福祉部

（1）山武健康福祉センター、長生健康福祉センター

【生活保護費弁償金（非強制徴収公債権分）】

- ① 債権の発生から現在に至る事実関係の証憑の保存期間を遵守すべき。（指摘）

（2）健康福祉指導課

【生活保護費弁償金（非強制徴収公債権分）】

- ① 法的措置の適用相談における出先機関と所管課とのコミュニケーションを密にする。（意見）

（3）児童家庭課

【母子父子寡婦福祉資金貸付金（元金・違約金）】

- ① 経済状況調査後に分割納付を決定し、責任者の決裁を得る。（意見）
 ② 債権管理に有用であることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに県として集計する。（意見、総務課）
 ③ 違約金不徴収申立書に支払遅延理由も事前に入力する。（意見）

【児童措置費・児童福祉施設費扶養義務者負担金】

- ① 生活困窮、死亡、行方不明に分類される債権は時効を待たず滞納処分の執行停止を行う。（意見）
 ② 悪質な事例について、差押え等の法的措置の執行及び公表などにより扶養義務者やその周囲の者の納付意識改革を促すことを検討する。（意見）

- ③ 分割納付を受け付ける際には、可能な限り財産調査を行い、責任者の決裁を得る。(意見)
- ④ 扶養義務者にとって過度な負担金額とならないよう、「児童福祉法に基づく療育の給付、助産施設における助産の実施等に関する規則」の改正を検討する。前提として、児童措置費の負担金額の算定基準に関する要綱の見直しを国に対して働きかける。(意見)

【児童扶養手当返還金】

- ① 一括返還から分割返還に変更された場合に、翌年度以降に納期となる返還額分について、減額調定しない。(指摘)
- ② 債務者からの債務の承認は必ず書面で得る。(意見)
- ③ 返還金額及び返還方法が決定し通知書を発送した際には、遅滞なく納入通知書の発送及び歳入の調定を行う。(意見)

【東京高等裁判所平成 20 年（ネ）第 444 号損害賠償請求事件に係る求償金】

- ① 判決主文で債務者負担となった訴訟費用額を確定処分し、債務者へ請求する。確定処分が合理的でない場合には徴収停止の決定も検討する。(意見)
- ② 判決が確定したのであれば、現在進めている債権回収に向けた強制執行のための手続を速やかに行う。(意見)

(4) 障害者福祉推進課

【自立支援医療（精神科通院医療）に係る公費負担分】

- ① 債権管理に有用であることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに県として集計する。(意見、総務課)

(5) 障害福祉事業課、児童家庭課

【児童措置費負担金】

- ① 児童措置費（民生費）負担金事務マニュアルの更新を適時にする。または、通達や指示についてすべて保存して閲覧できるようにする。(意見)
- ② 収入未済額の減少のため、徴収金の支払方法をより利用しやすくする。(意見)

(6) 中央児童相談所、市川児童相談所、柏児童相談所

- ① マニュアルとは異なる対応をする際には、所内会議に諮る。特に、財産調査の結果、財産があることが確認された場合は、差押えの手続の実施の可否について十分に会議に諮った上で結論を出す。(意見)

(7) 医療整備課

【保健師等修学資金貸付金返納】

- ① 債権管理に有用であることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに県と

して集計する。(意見、総務課)

- ② 貸付決定の取消しに伴う手続と返還の猶予手続とを混同しないよう、マニュアルの明確化又は周知徹底等の対策をする。(指摘)
- ③ マニュアルの見直しを行う、債権回収に知見のある専門部署や専門家へ適時相談し対応への助言を得る等、実効性を重視した管理体制整備の検討を要望する。(意見)

2 商工労働部

(1) 経済政策課

【千葉県感染拡大防止対策協力金返還金】

- ① 債権管理に有用であることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに県として集計する。(意見、総務課)
- ② 協力金事業の実施にあたり、関係課や受託事業者等と連携を強化し、受託事業者にマニュアル等を適切に理解させ、ダブルチェックなどを実施し、人為的誤謬を防ぐ対応を行う。(意見)

3 農林水産部

(1) 団体指導課

【農業改良資金（違約金）】

- ① 債権管理に有用であることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに県として集計する。(意見、総務課)
- ② 連帯保証人の相続人3名に対して請求する。(指摘)

【林業・木材産業改善資金（貸付金の償還金）】

- ① 債権管理に有用であることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに県として集計する。(意見、総務課)
- ② 債権管理適正化の手引を準用しつつ、業務マニュアルについて、適時、適切に更新する。(意見)

【農業改良資金（貸付金の償還金）】

- ① 延滞が生じた早期のタイミングで可能な限り財産調査の同意書を入手する。(意見)
- ② 債権管理適正化の手引を準用しつつ、業務マニュアルについて、適時、適切に更新する。(意見)

【就農支援資金（貸付金の償還金）】

- ① 債権管理に有用であることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに県として集計する。(意見、総務課)

(2) 環境農業推進課

【平成 15 年度トレーサビリティシステム導入促進対策事業補助金返還金】

- ① 債権管理に有用であることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに県として集計する。(意見、総務課)
- ② 納付書の発送について、毎月送付するのではなくその費用対効果を鑑みて、四半期に 1 回や年 1 回にする等、管理コストや事務負担を軽減する。(意見)

4 県土整備部

(1) 道路整備課

【訴訟により支払が命じられた損害賠償（賃料相当損害金）】

- ① 必要に応じて「訴訟費用額確定処分」の手続をとり、必要に応じて訴訟費用額を強制執行の対象とする。(意見)

(2) 道路環境課

【県道への土砂流入に伴う原因者負担金】

- ① 債務者から分納誓約を受ける場合には、分割の金額や回数の根拠となる資料関係の資料を徴収して、返済計画の妥当性を判断する。(意見)
- ② 債務者からの任意の返済が難しい状況にあるため、滞納処分を検討する。(意見)

(3) 河川環境課

【河川法に基づく原因者負担金】

- ① 債権発生直後から速やかに財産調査を実施し、速やかに滞納処分に着手できるようにする。(意見)

(4) 港湾課

【船橋ポートパークの維持管理に係る不当利得返還請求】

- ① 債権管理に有用であることから、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等を各年度末時点で暫定額を把握するなどの対応方法を周知するとともに県として集計する。(意見、総務課)
- ② 債務者に対して、最後に催告書を送付後長期間経過しており、自治令第 171 条の 2 の「相当の期間」は経過していると考えられるので、速やかに法的措置に移行する。(指摘)
- ③ 船舶の所有者である債務者に対し、現在までの使用料相当損害金を調定上で請求し、併せて船舶の撤去を請求する。(指摘)

(5) 公園緑地課

【損害賠償請求権（青葉の森公園プランター盗難）】

- ① 速やかに器物損壊・盗難を行った3名に対して訴訟提起する。(指摘)

(6) 住宅課

【県営住宅家賃（使用料）】

- ① 債務者から納付誓約書の提出を受けた場合には、履行延期の特約の手続をとった上で、分割弁済に応じる。(指摘)
- ② 納付誓約を履行しない債務者や納付誓約を提出しない債務者に対しても、速やかに入居許可を取り消した上で、法的措置を念頭に速やかに明渡しに向けた手続をとる。(指摘)
- ③ 入居許可取消し後に引き続き県営住宅への居住を認めるのであれば、法的根拠を与えるよう必要な手続をとる。(指摘)
- ④ 債務者から納付誓約書の提出を受け、その後に履行延期の特約の手続をとった場合に、債務者に即決和解の手続の利用や和解条項の内容に事前同意を得た上で、即決和解の手続により債務名義化する。(意見)
- ⑤ 保証人に送付する納付書については、保証人からの支払であることが確認できるような方式に改める。(意見)

5 企業局

(1) 管理部業務振興課

【千葉県水道事業給水収益（水道料金）】

- ① 分納誓約書を受け取る。(指摘)

(2) 水道部浄水課

【調停条項による損害賠償金】

- ① イレギュラーな原因により発生した債権の管理について、債権管理担当課が対応を相談できる体制があることを周知する。(意見、企業局)

(3) 水道部給水課

【受託工事収益（原因者負担による修繕収益等）】

- ① 債権の発生事由、個別の回収可能性、督促状況、債務者の状況、滞納の理由等の記録を適切に整理保存しておく必要がある。(指摘)
- ② 文書のみではなく、積極的に債務者と接触・折衝する手段を講ずるべきである。(指摘)
- ③ 履行遅滞を生じた後の期間に係る遅延損害金について請求する。また、履行延期の特約等の必要な措置を講ずる。(指摘)
- ④ 督促や催告に応じない債務者には、財産調査を実施の上、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続を視野に入れた検討をする。(指

摘)

【給水申込納付金】

- ① 建築工事が中断し長期間未納となっている給水申込納付金について、事態の進展が望めなければ、申請者に対して中止届の提出を促す。(意見)

【雑収益（不正工事に係る認定水道料金等）】

- ① 相手方に支払を促すと共に、適切な時効管理の観点からも文書や電話等による十分な回収努力を行うべきである。また、個別の回収可能性や督促状況等の記録を保存し、適切な回収事務の執行に努める必要がある。(指摘)
- ② 不正工事に係る事務経費の算定を誤った単価で過少に請求しているため、手続の見直しを行い、誤りが生じないようにダブルチェックの徹底など再発防止体制を構築する。(指摘)

(4) 土地管理部土地事業調整課

【幕張新都心地下駐車場の管理運営に係る納付金】

- ① 利用料金から支払うべき納付金の滞納が生じないように、納付金の支払方法の見直し等の検討をする。(意見)

6 公安委員会

(1) 交通部交通指導課

【放置違反金】

- ① 滞納者の管理下に自動車がないなら、盗難届を提出し違反の追加を止める提案を、当事者にする。(意見)

II 監査の総括的意見

1 監査において確認されたリスクについて

(1) 膨大な債権回収事務や、許可等の相手方の事業の健全性評価

令和6年度に選定した特定の事件は、「公債権及び私債権としての収入未済(未収金)の管理に係る内部統制の整備・運用状況及び財務事務の執行について」であり、県の財政基盤を確かなものとする重要な事務手続である。

しかしながら、債権の回収事務手続は、債務者の財務状況によっては、非常に時間のかかる、また、それに係る経費も要するという点から、長年懸案とされてきたものである。これに対し、県としても、次のような文書を公表しているところである。

- ・「税外収入未済額の縮減に向けた債権管理の強化方針」(平成24年1月27日千葉県債権管理連絡会議)
- ・「徴収困難な債権に関する基本的な考え方について(通知)」(平成28年10月14日総務部長)

- ・「徴収困難な債権に関する基本的な考え方」の改定について（通知）（令和5年6月28日総務部長）

これらを踏まえ、県としての現在の検討結果を示したものが、「千葉県債権管理条例」であると理解している。

すなわち、この債権管理条例が施行される前は、債権放棄をするためには県議会の承認が必要であったのに対し、条例施行後は、同条例第9条第1項各号の条件に合致する場合には、「知事等」が「債権を放棄することができる」とし、債権放棄、つまり回収事務手続を終了するための手続を簡素化したのである。

ただ、この条例が施行されてから日も浅いことから、債権放棄の要件を満たすものの債権放棄の検討に着手しておらず、わずかな額を回収するために、あるいは、明らかに返済能力がないことがわかっている債務者に対しても、回収のための事務手続を継続している状況が散見された。また、回収事務手続の弁護士法人への委託については、回収事務手続の集約・効率化が可能であることを示すものと思われるが、委託による回収の期待性は債権の性質により異なり、費用対効果の問題もあるため大きくは広がっていない印象である。滞留債権への対応事務は、膨大な債権回収事務の一部であり、神経を使わざるを得ないものである。しかし、一部の所属ではその業務量から、債権所管課において専任の職員はいないため、本来業務に対応しつつ滞留債権管理に対応することは負担が大きいものと思われた。一部の都道府県においては、各担当課の債権管理業務の一部を専門部署で実施している例もあるとのことであり、各所管課が滞留債権管理に費やしている時間を、それ以外の業務に使うことを可能とするため、債権管理業務に関する各所管課への支援のあり方について、さらなる調査研究を行う余地があるのではないかと思われた。

また、補助金や指定管理等において、契約後間もなく、契約違反が発覚したり、実質的に事業継続不能状態に陥ったりしたケースもあったことから、許可や契約締結時における相手方の事業の健全性の評価が不足していたのではないかと危惧された。

（2）財務書類の作成

平成27年1月に総務省から「統一的な基準による地方公会計マニュアル」が公表され、同時に、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」という総務大臣通知が発出された。この通知では、平成30年3月までに一部事務組合を含む全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類の作成が要請された。

この要請は、地方公共団体の財務状況の透明性を高め、全国の地方公共団体間での比較可能性を確保するために行われたもので、地方公共団体は発生主義・複

式簿記に基づく財務書類を作成することで、より明確な財務状態の確認が可能となる。千葉県においても、この要請に対応しているところである。

しかしながら、「督促手数料、延滞金及び滞納処分費」等の歳入の所属する会計年度は、自治令第142条第3項において、その対象となる債権の歳入の属する会計年度に組み入れることとしており、発生主義による処理とはなっていない。

また、同マニュアルに基づき、未収金や長期延滞債権について、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しているが、回収できる可能性が低い債権を健全な債権と同じ評価とする事例などが見受けられ、このことは、未収債権の徴収体制の強化や、全庁的な債権管理体制の検討に影響を及ぼす懸念があることから、回収可能性の検討に当たっては、より実態を反映するべきものとする。

2 リスクへの対応方針（改善を希望する方針）について

(1) 規程やガイドライン等の周知と理解の徹底、及びそれに準拠した事務処理

行政機関における事務処理の手続は、年々多様化、複雑化していることから、債権管理を効率的に行うという観点からすると、簡略化できる手続は簡略化し、事務の煩雑さを軽減するという取組自体は有効であるとする。しかし、その際には、事務手続について定めている規程やガイドライン等の本来の目的や趣旨を再度確認した上で、効率的かつ適切な債権管理を行っていくことが求められる。

県の債権管理業務については、全庁的なガイドラインとして総務課において債権管理適正化の手引が定められており、各債権所管課において、債権管理適正化の手引を踏まえ、それぞれの債権の性質に応じた業務マニュアルを整備し、各債権所管課や出先機関において債権管理業務に当たっている。

各債権所管課や出先機関において、規程や手引、業務マニュアルの目的や趣旨を確認の上、それに沿った運用をすることで、滞留状況などを把握した後の対策を迅速に行うことが可能となり、回収可能性を高めることになると考える。

さらに、補助金や指定管理等における、申請者の評価を行う際においても、補助金採択基準や指定管理者選定基準などにおいて評価ポイントが明確になることで、その後の滞留する事態を減らすことにもつながると考える。

もちろん、債権回収事務手続を終了するための手続、つまり債権放棄を簡素化した債権管理条例第9条に対して、個々の事案を、具体的にどう適用するかについても、条例の目的や趣旨に沿って適切に運用することで、回収額に見合わない事務処理を削減することにもつながると考える。

(2) 財務書類の作成

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」による財務書類の作成の要請は、地方公共団体の財務状況の透明性を高め、全国の地方公共団体間での比較可能性

を確保するために行われたもので、これにより、地方公共団体は発生主義・複式簿記による会計処理を実施し、より明確な財務状態の確認が可能となることが期待されてのことであり、事案ごとに事情が異なるため、回収可能性の判断の具体的な基準や計算方法を定めることは非常に難しいと考えられるが、庁内の計上事例やその理由などを共有することを検討すべきであると考えます。

3 問題の根本原因と改善方向について

指摘事項や意見が生じた根本原因としては、以下の要因があると考えます。つまり、債権が滞留する原因が債権の発生原因ごとに異なっており、債権の回収方法も異なることから、実施すべき事務手続は、規程や要綱などの規定類で定めることができても、具体的に債権を回収するために、相手方とどのようなコミュニケーションを取るかについては、各所管課、出先機関ごとに、前任者から蓄積してきたものに頼らざるを得なかったことだと思われる。したがって、過去からの慣例をなぞる方法となるため、滞留債権を生じさせない方法や、生じた場合にどのような時期にどのような対策を施したらよいかを考えることがなくなってしまうのではないかと考える。

最近では、弁護士法人への委託や、法的対応に進むための相談窓口を設けることで、各所管課の担当者が、慣例にない回収方法に接する機会も増えてきていると考えますが、依然、情報交換による最善の回収方法の共有は進んでいないのではないかと考える。

債権管理に係る相談窓口となっている総務課をハブとして、債権管理適正化の手引などにより各所管課に共通する有益な情報を共有するとともに、個別の事案に対してはより積極的に各所管課の債権管理に関する課題を把握し、事例に応じた指導・助言を行っていくことで改善が進むのではないかと考える。

Ⅲ 各論としての監査結果

1 健康福祉部・健康福祉指導課：生活保護費弁償金（非強制徴収公債権分）

(1) 概要

① サンプル抽出方法

「令和4年度一般会計税外収入未済額」「令和4年度特別会計税外収入未済額」「令和4年度企業会計収入未済額」の3種類の収入未済額の明細を令和4年度末残高の大きい順に並べ替え、上位50件を抽出した。

この50件は、「債権名称」ごとに集計をしたものであるため、さらに、債権名称「生活保護費弁償金（非強制徴収公債権分）」に係る収入未済案件の情報を入手した。当該収入未済案件については、以下の6健康福祉センターごとにファイルが作成されていた。項目も各健康福祉センターで独自のものであったため、識別子と収入未済額の情報を抽出し、滞留年数が長期化している上位5件をサンプルとした。

- ・印旛健康福祉センター
- ・香取健康福祉センター
- ・山武健康福祉センター
- ・長生健康福祉センター
- ・夷隅健康福祉センター
- ・安房健康福祉センター

なお、生活保護費弁償金の根拠は生活保護法であり、その根拠条文等により以下の通り、強制徴収公債権か、非強制徴収公債権に分かれる。

- ・生活保護法第63条のうち第77条の2が適用されるもの：強制徴収公債権
- ・生活保護法第78条が適用されるもの：強制徴収公債権、非強制徴収債権

※ 生活保護法第78条は平成26年7月の法改正により、平成26年7月1日以後に支弁した費用は強制徴収公債権となり、それより前に支弁した費用は非強制徴収公債権となる。

(費用返還義務)

第六十三条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

第七十七条の二 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴

取することができる。

第七十八条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

2 偽りその他不正の行為によって医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けた介護機関(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)又は第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師若しくはあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師若しくは柔道整復師(以下この項において「指定医療機関等」という。)があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関等から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学・就職準備給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。

出典：生活保護法

② 案件情報

サンプル番号	ア	イ	ウ	エ	オ
管轄健康福祉センター	印旛	山武	印旛	長生	長生
債権の種類	非強制徴収公債権	非強制徴収公債権	非強制徴収公債権	非強制徴収公債権	非強制徴収公債権
債権発生原因	生活保護法第78条	生活保護法第78条	生活保護法第63条	生活保護法第63条	生活保護法第63条
主債務者	世帯主	世帯主及び妻	世帯主	世帯主	世帯主
連帯債務者、保証人、連帯保証人					妻が後見人
債権総額	3,753,812円	381,124円	1,117,210円	2,725,788円	2,195,168円
収入未済額	2,291,684円	92,124円	916,210円	1,090,000円	695,168円

消滅時効 起算日			平成27年9月 10日		
相続 (相続放棄)	平成21年3月、世帯主死亡。妻が相続。	平成26年2月22日に妻死亡。平成26年3月16日世帯主死亡。相続人不明。	平成27年10月23日死亡 (相続人全員 相続放棄)		

ア 収入未済額：2,291,684円

平成4年5月13日より、世帯主の疾病により収入がなくなったとして、生活保護を開始した。その後、平成7年及び8年の市町村の課税台帳の収入額と収入申告書に相違があり、就労による収入があったことが発覚した。具体的には、平成8年5月から平成9年12月までの間に、収入があるにもかかわらず、収入申告書に記載せず、生活保護費3,753,812円を不正に受給していた。

平成8年7月以降の県担当者との面接では、世帯主は5月以降体調不良により働いていないと申告し、妻も同様に申し立てていたことから、平成8年7月以降は両名とも積極的に虚偽の事実を申告していたと確認し、生活保護法第78条を適用し、費用徴収することを決定した。

生活保護法第78条の適用に併せ、罰則規定である生活保護法第85条及び刑法第246条の適用を検討したが、司法当局への告発が必要であること、同世帯に高校進学を控えた子がいることから適用しないこととした。

(罰則)

第八十五条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

2 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

出典：生活保護法

(詐欺)

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

出典：刑法

平成 11 年 6 月から月額 3,000 円の分割納付を開始し、その後、平成 13 年 4 月から月額 10,000 円の分割納付に変更となった。

平成 21 年 3 月には世帯主が死亡したが、平成 21 年 9 月に 360,128 円の納付があった。また、平成 21 年 12 月から妻が月額 3,000 円の分割納付をしていた。

平成 24 年 8 月 22 日には生活保護廃止となった。

イ 収入未済額：92,124 円

平成 9 年 10 月 13 日から生活保護法による保護を受給していたが、平成 19 年所得状況調査の結果、世帯主に年金収入 80,750 円の不申告、妻に給与収入 300,374 円の過少申告及び不申告があることが判明した（当時、証憑を入手したが、現在保存されていない。）。

平成 20 年 10 月 6 日に事情聴取したところ、正当な理由もなく不申告及び過少申告したことを認め、同年 11 月 14 日付けで適正な収入申告書を受理したことから、生活保護法第 78 条の不正受給に該当することが判明した。

①平成 20 年 12 月 1 日付で、世帯主から、上記不正受給額を全 13 回（偶数月に 40,000 円、奇数月に 20,000 円（最終奇数月は 21,124 円））に分割して返済するとの誓約書を受理した。

その後、平成 20 年 1 月から 3 月にかけて計 80,000 円を返済後、②平成 21 年 4 月 1 日に返済計画見直し（全 15 回、毎月 20,000 円）、5 回返済後、③平成 21 年 11 月 27 日に再度返済計画見直し（全 40 回、毎月 5,000 円）、17 回返済後、④平成 25 年 2 月 20 日に再々度返済計画見直し（全 58 回、毎月 2,000 円）がされたが、④の 13 回目以降返済がなされず、平成 26 年 2 月 22 日に妻死亡、平成 26 年 3 月 16 日世帯主死亡、相続人不明で 92,124 円が未済状態となった。

ウ 収入未済額：916,210 円

平成 20 年 5 月 9 日より生活保護法による保護を受給していたが、保護開始時点で県が保有を容認していなかった農地について、売買契約書を同年 7 月 9 日に交わし、1,600,000 円の収入を得ていたことが、同年 12 月 26 日提出の収入申告において発覚した。当該資産は生活保護開始時点で保有容認できない資産であることから生活保護法第 63 条により返還義務が生じた。

返還対象額は、平成 20 年 5 月 9 日から同年 12 月 31 日までの生活扶助 235,191 円、医療扶助 1,039,190 円、合計 1,274,381 円である。また、収入額は 1,600,000 円で、控除額は、売却必要経費 147,790 円、自立厚生費（風呂釜修理、水道設備修理等）335,000 円、合計 482,790 円であり、収入認定額は収入額から控除額を差し引いた 1,117,210 円となり、返還対象額 > 収入認定額 であることから返還額は、収入認定額である 1,117,210 円となった。

平成 21 年 3 月 18 日に生活保護法第 63 条による費用返還決定、同年 3 月 23 日に返還額全額について調定伝票を起票し、同年 7 月（決裁日不明）月額 3,000 円の分納誓約書を受理した。平成 27 年 10 月 23 日世帯主死亡、同年 10 月 26 日保護廃止となったこの時点での収入未済額は 916,210 円となった。

法定相続人は長男、次男、長女の 3 名で、平成 27 年 12 月 10 日に、裁判所が長男、長女の相続放棄の申請を受理し、平成 28 年 7 月 4 日には、次男の相続放棄の申請を受理した。

しかしながら、次男からの入手文書が引き継がれず、平成 29 年 4 月 1 日以降、次男の相続意向不明として納付書を送付せず、収入未済繰越を継続していたところ、令和 2 年 6 月 10 日に当該文書を発見し、全ての法定相続人が相続放棄していたことが判明した。これにより、債権の行使対象が存在しないこととなり、債権放棄すべきケースとなったが、遺留資産が存在し、令和 3 年 6 月 4 日に健康福祉センターから行政改革推進課（現、総務課）に対し、当該遺留資産について財産処分を申し立てる利益があるか相談した。行政改革推進課（現、総務課）からは、弁護士相談が必要であり、法律相談の支援は政策法務課が行っている、この案件を伝えるので連絡を待つように、との回答を得た。

しかしながら、政策法務課から連絡はあったものの、その後、進展がなく、令和 4 年 9 月 28 日に健康福祉センターから、健康福祉指導課に問合せを行っているが、その後の進展がない状態である。

なお、世帯主が支払できなかった最後の納付書の日である平成 27 年 9 月 10 日が時効の起算日となっているが、民法第 160 条により、時効は進行しない。

（相続財産に関する時効の完成猶予）

第一百六十条 相続財産に関しては、相続人が確定した時、管理人が選任された時又は破産手続開始の決定があった時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

出典：民法

エ 収入未済額：1,090,000 円

平成 21 年 11 月の課税調査で次男に就労収入があることが発覚した。次男本人は不在で面接できない状況が続き、平成 22 年 11 月の課税調査で次男が継続的に就労していることが判明した。

平成 22 年 12 月 1 日に世帯主から事情聴取し、①収入申告の必要性は承知していた、②次男の就労の実態はわからない、③返済はできる範囲とする、ことを確認した。

就労していたのは次男であること、世帯主が就労の有無を確認しようとしたが次男が拒否し把握できなかったことから、故意に申告しなかったとは考えられず、生活保護法第 78 条ではなく第 63 条の規定を適用した。